

議会議案第 4 号

地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり須崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 19 日

須崎市議会議長 西村 泰一 様

提出者 須崎市議会議員 森田 収三

賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明

〃 須崎市議会議員 佐々木 學

〃 須崎市議会議員 森光 一晴

〃 須崎市議会議員 高橋 立一

地方たばこ税を活用した分煙環境整備支援を求める意見書

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、「望まない受動喫煙」防止のため、多くの公共施設、民間事業者から灰皿が消えることとなった。

一方で、喫煙者が特定の喫煙場所に集中することや、路上での喫煙を行うことにより、かえって「望まない受動喫煙」を誘発する状況となっている。

令和6年度与党税制改正大綱では、「屋外分煙施設等の整備の促進」として「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。」とされており、本年1月に総務省自治税務局から発出された「令和6年地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「『健康増進法』(平成14年法律第103号)において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。」、「地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであるが、令和6年度からは民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費についても当該措置の対象に追加することとしており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。」と記載されており、分煙環境整備への積極的な取り組みの必要性が強く指摘されている。

分煙環境整備が、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、かつ今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資するものである。

よって、国におかれては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、次の事項につき、実施されるよう強く要望する。

1. 事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。
2. 地方たばこ税を活用した分煙環境整備を促進する制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

須崎市議会議長 西 村 泰 一

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
財 務 大 臣		
総 務 大 臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
内閣官房長官		